

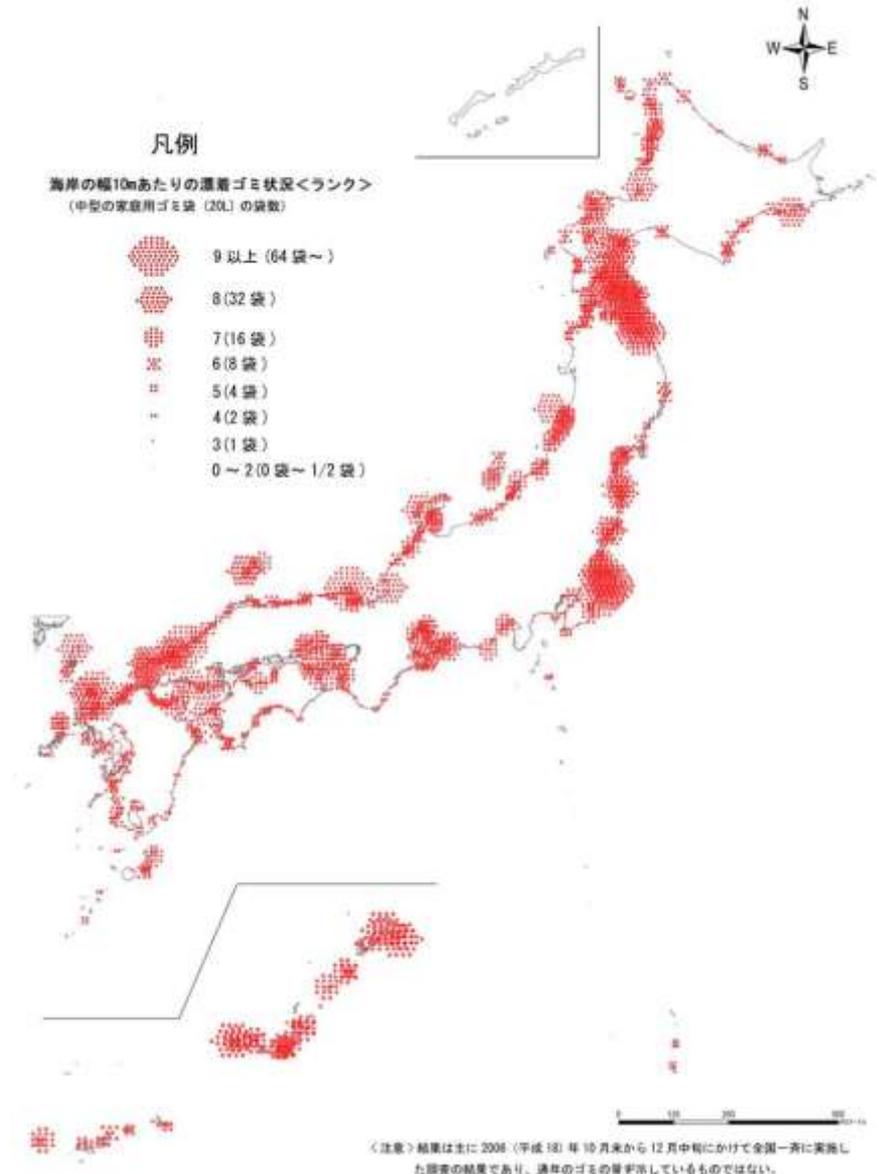
海岸漂着物の現状と取組

平成21年9月
環境省水・大気環境局
海岸漂着物対策室

全国の漂着ごみ分布の傾向

(調査概要)

- 平成18年度「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査」
(農林水産省、国土交通省)
- 調査は平成18年11月中旬から12月中旬にかけて全国一斉に実施した。
- 全国の海岸線を有する市町村(664自治体)のうち、606自治体において調査を実施。
- 各自治体の代表的な海岸において平均的なゴミの散乱状況を示す区間を選定し、流木・海草を除く散乱ごみの量を目視により推計。



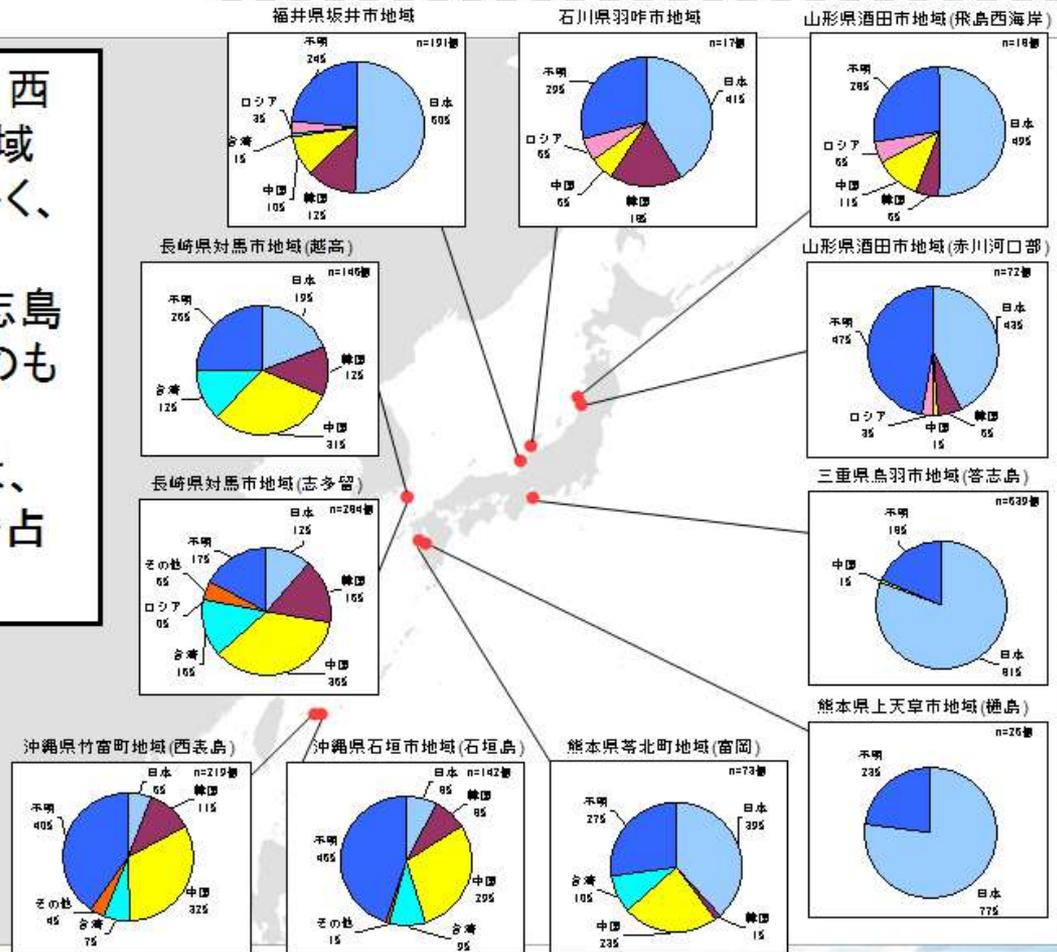
漂着ごみの国別割合（環境省モデル調査の例）

◆ ペットボトルの国別集計結果

環境省モデル調査とは：

7県11海岸をモデル地域として選定し、各種調査を実施するとともに、地域の関係者による検討会を開催し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。

- 対馬（長崎県）、石垣島、西表島（沖縄県）以外の地域は、日本のものが最も多く、概ね半数以上を占める。
- 特に、内湾の三重県答志島や熊本県樋島は、日本のものがほぼ100%である。
- 対馬、石垣島、西表島は、外国のものがほとんどを占める。

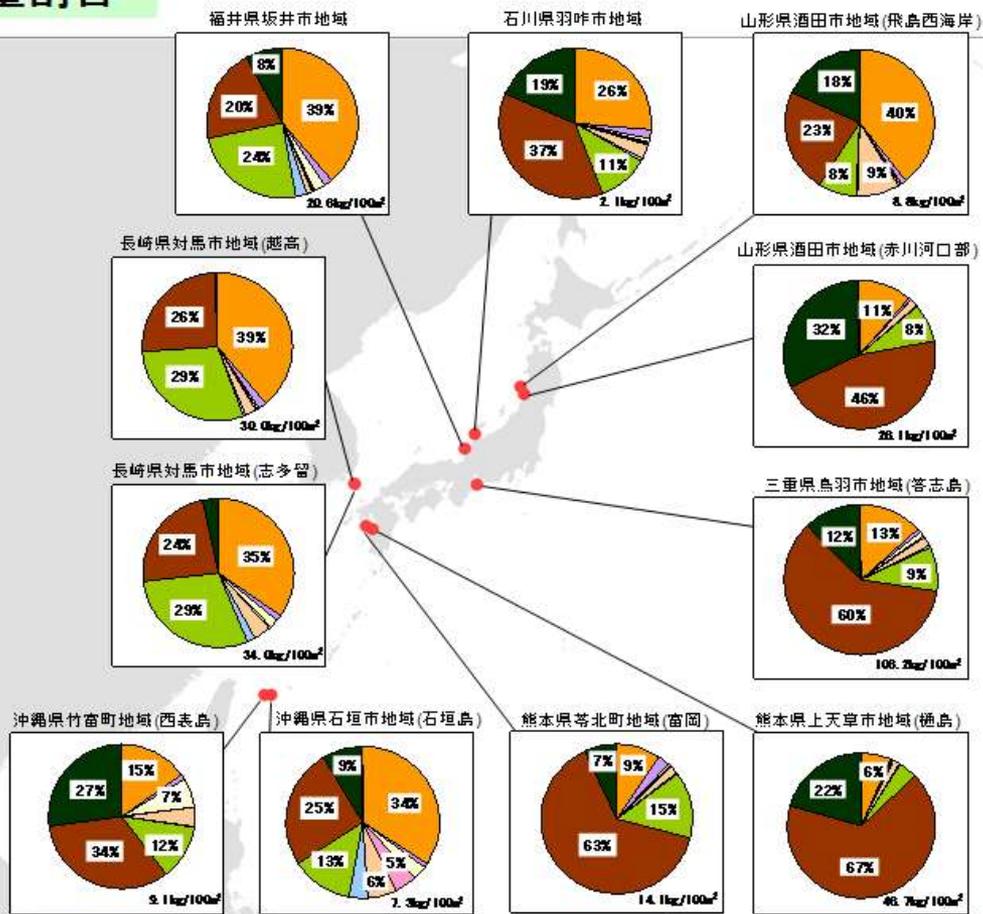


漂着ごみの材質別の重量割合（環境省モデル調査の例）

◆ 漂着ゴミの材質別の重量割合

- 日本海側は、プラスチック類が3～4割を占め、比較的多い。
- 山形県（赤川河口部）、三重県、熊本県は、自然物（流木・灌木）が7～9割を占め、特に多い。
- 沖縄県は、プラスチック、発泡スチロール、ガラス、流木など、多くの種類のゴミが見られる。

（凡例）

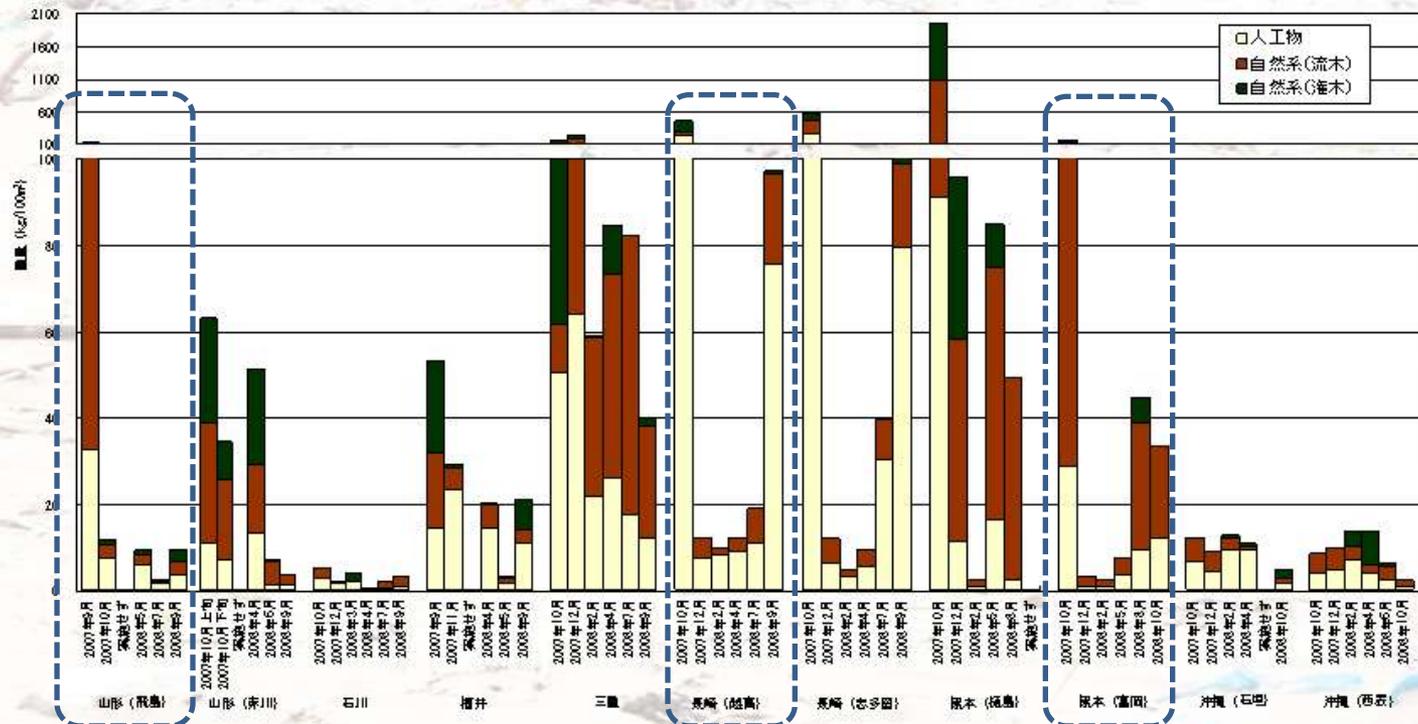


※7県11海岸＝海岸線の長さ 約50km
年間漂着重量(推定) 約580トン

漂着ごみの蓄積量と季節変動(環境省モデル調査の例)

◆ 漂着ゴミの蓄積量と季節変動

- これまでに蓄積した漂着ゴミの量が非常に多い地域(長崎、熊本等)があるが、清掃後すぐに漂着ゴミが大量に蓄積するわけではない。
- 北～西向きの海岸(山形、石川、福井、沖縄)では、冬季に漂着ゴミが多い。
- 南向きの海岸(長崎、熊本)では、春季・夏季に漂着ゴミが多い。



※ ここでは、漂着ゴミの密度(100m³当たりの重量)を表しており、海岸の漂着ゴミの全量は海岸線の長さによっても異なる点に留意。

これまでの取組の経緯

海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などの深刻化が指摘。

- 平成18年4月
「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」設置
- 平成19年3月
「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」策定

「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議取りまとめ」の概要

- 政府としての漂流・漂着ゴミに対する基本的な方針、関係者の責務を記載。
- 漂流・漂着ゴミに係る予算の取りまとめ。
- 地方公共団体の取組状況に関するアンケート調査の実施。

関係省庁による取組が進展。

しかしながら、

- ①関係者の努力でもなお処理しきれない質と量の漂着物が海岸に流れ着いていること、
 - ②法的な処理の責任が明確に定められていないこと、
 - ③他の都道府県や外国で発生したものが多く、当該地方公共団体のみに責任を負わせることが不適當であること、
- 等の課題も指摘。

海岸漂着物処理推進法の制定(平成21年7月)
～海岸漂着物対策の第2ステージへ～

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る 海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)の概要

目的 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図る。

基本理念

- 総合的な海岸の環境の保全及び再生
～良好な景観の保全、生物の多様性の確保に配慮～
- 責任の明確化と円滑な処理の推進
～海岸管理者等をはじめとする関係者の責任の明確化～
- 海岸漂着物等の発生を効果的な抑制
～山から川、海へとつながる国民共通の課題～
- 海洋環境の保全
～豊かで潤いのある国民生活に不可欠～
- 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
～国民の積極的な取組を促進～
- 国際協力の推進
～我が国及び周辺国にとって共通の課題～

責務・連携の強化

- ① 国の責務 ② 地方公共団体の責務 ③ 事業者及び国民の責務
④ 海岸を有する地域のみならずすべての地域における関係者間の連携の強化

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針

都道府県の地域計画
(海岸漂着物対策推進協議会)

海岸漂着物対策活動推進員・団体の委嘱

海岸漂着物等の円滑な処理

- (1) 処理の責任等
- ① 海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じなければならない。
 - ② 海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
 - ③ 市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。
 - ④ 都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる。
 - ⑤ 市町村は、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。
- (2) 地域外からの海岸漂着物への対応
- ① 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認める場合は、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
 - ② 環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
 - ③ 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、外交上適切に対応する。
 - ④ 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

海岸漂着物等の発生を抑制

- 国及び地方公共団体は、① 発生状況・発生原因に係る定期的な調査
② 森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置
③ 土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導に努める。

民間団体等との連携の強化

教育の推進等

調査研究等

財政上の措置

- ① 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ② 政府は、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において、地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③ 政府は、民間の団体等の活動を促進するため、財政上の配慮を行うよう努める。

海岸漂着物対策推進会議の設置

- ① 政府は、海岸漂着物対策推進会議を設け、総合的、効果的な推進を図るための連絡調整を行う。
- ② 推進会議に専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

法制の整備

政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。 ※本法については、施行から3年後に必要な見直しを行う。

国の基本方針と都道府県の地域計画（法第13条・14条）

国の基本方針（法第13条）

- ① 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向
- ② 都道府県による地域計画の作成に関する基本的事項
- ③ 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項
- ④ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項



都道府県の地域計画（法第14条）

- ① 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- ② 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- ③ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

協議

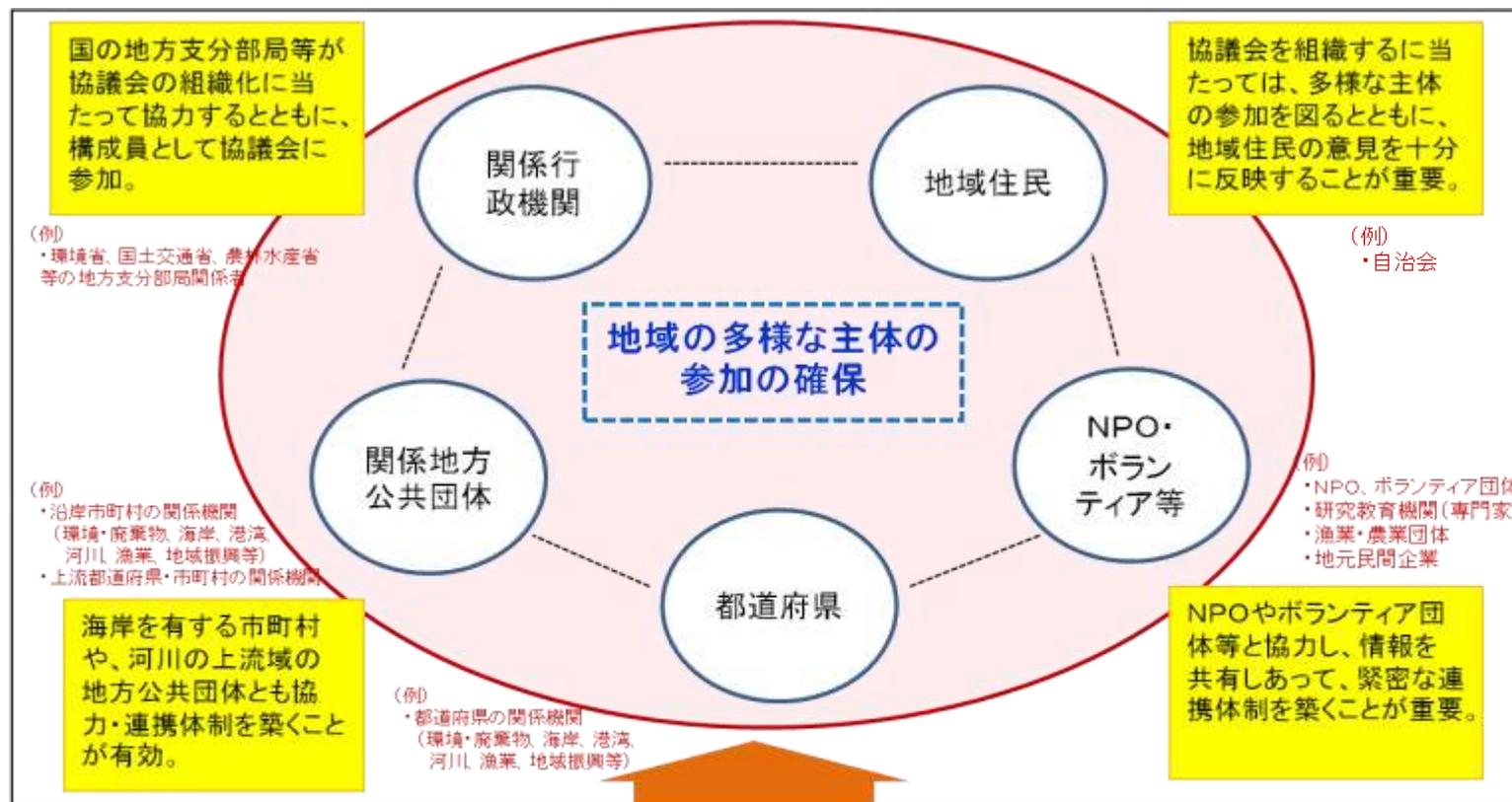


海岸漂着物対策推進協議会（法第15条）

住民その他利害関係者の意見を反映
（法第14条第3項）

関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見聴取（法第14条第4項）

海岸漂着物対策推進協議会(法第15条)



●公正かつ適正な運営

●透明性の確保

●外部からの意見聴取

■海岸漂着物対策推進協議会における事務

- ・ 都道府県の地域計画の作成又は変更に関する協議
- ・ 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整

関係省庁による主な施策(平成21年度)

1. 状況の把握

○日本周辺及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視(気象庁)

日本周辺及び北西太平洋の観測定線において浮遊プラスチック等海上漂流物の目視観測を実施。

○漂着ゴミ状況把握手法開発調査(環境省)

漂着ゴミのモニタリング実施に当たっての課題等を整理し、地域の関係者との連携による漂着ゴミのモニタリング手法及びそのガイドラインを整理。

2. 国際的な対応も含めた発生源対策

(1)国内での発生抑制の取組

①森林での取組

○災害に強い森林づくりの推進(林野庁)

公益的機能の確保が必要な保安林において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備を推進し、山腹崩壊等の山地災害を防止すること等によって、流木の発生の軽減を図る。

②河川での取組

○河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組(国土交通省)

河川巡視による早期発見・対応、河川・ダム等に貯留した流木・ゴミ等の処理、流域の住民との連携による清掃活動の実施に加えて、河川におけるゴミ・流木対策の取り組みを実施するため、連携体制の強化、啓発活動の推進、河川管理の強化に取り組む。

③漁場等での取組

○水域環境保全創造事業(水産庁)

資源生産力の向上及び漁港漁場の水域環境の改善を効率的に推進するための漁港・漁場の一体的な水域環境保全対策の推進を図ることを目的として、たい積物の除去等を行う。

○漁場漂流・漂着物対策推進事業(水産庁)

漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中の漂流物回収に対する支援を行う。

○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業(水産庁)

漁協及びNPO等が行う海浜等の清掃活動及び森づくり等の漁場環境・生物多様性維持保全のための活動に関する現地での取り組み状況の把握やその効率的な取り組みに向けた検討を行い、活動主体間の連携強化を図る。

④漂流ゴミへの取組

○閉鎖性海域における漂流ゴミの回収(国土交通省)

船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海(港湾区域・漁港区域を除く)において、海面に浮遊する流木等のゴミや船舶等から排出した油の回収及び環境調査等を実施。

⑤事業者による容器包装廃棄物の排出抑制

○容器包装リサイクルの円滑な推進(環境省・経済産業省・農林水産省)

国内において、事業者による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられるため、容器包装リサイクル法を適切に施行し、同法に基づき、排出抑制を促進する。

⑥モニタリングの技術開発

○漂流ゴミ予測システムの技術開発(国土交通省)

効果的なゴミ回収を目的に、海洋短波レーダによって観測された海洋表層流況を活用し、ゴミの集まる位置を予測する技術開発を推進する。

⑦普及啓発

○一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした活動推進(海上保安庁)

一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動を、自治体、ボランティア等と連携して実施。

○環境教育の推進(文部科学省)

国民、NPO、事業者等による環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供を行う。

○不法投棄等の未然防止及び拡大防止対策の推進(環境省)

廃棄物処理法に基づく規制強化等を進めるとともに、地方自治体等との連携のもと総合的な施策を実施し、不法投棄等の不適正処分の未然防止や拡大防止を推進する。

(2)国際的な取組

○海洋漂着ゴミ対策拠出金(外務省)(NOWPAP国際海岸クリーンアップ活動支援)

我が国、中国、韓国、ロシアが参加する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の枠組みにおいて、漂流・漂着ゴミの海岸での実態調査及び収集活動(国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC: International Coastal Cleanup))事業を、普及啓蒙活動と共に実施。

3. 被害が著しい地域への対策

(1) 地方公共団体等の対策に対する財政支援等

○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(国土交通省・農林水産省)

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に実施する流木及びゴミ等の処理に対し支援を行う。

○災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)

災害に起因又は災害に起因しないが、海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したごみを、市町村が収集、運搬及び処分する場合、当該処理事業について支援する。

○廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成推進交付金)(環境省)

市町村が漂着ごみを含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援する。

○沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備(内閣府)

離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行う。

○漂流・漂着ゴミ重点海岸クリーンアップ事業(環境省)

外国由来のゴミが大量に集積している海岸等を重点海岸として選定し、国が緊急的にクリーンアップ事業を実施する。

○地域グリーンニューディール基金(環境省)

海岸漂着物処理推進法の施行を受けて、地方公共団体等が実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策等の取組に対する支援(10/10以下の定額)を行う。

(2) 国による調査・事業

○大規模漂着状況の原因調査(海上保安庁)

同一の排出源からのと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに、関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を実施。

○漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査(環境省)

モデル地域において、漂流・漂着ゴミに関する各種調査を実施するとともに、地域の関係者による検討会を開催し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。

○グリーンワーカー事業(環境省)

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然環境等を熟知した地元の住民や団体等を雇用して、野生動植物の保護・保全、外来種対策、登山道等の施設の維持管理等の事業を実施。その中で国立公園等の自然海岸等において、海岸漂着ゴミの回収等を含む清掃事業を実施。

(3)技術開発

○循環型社会形成推進科学研究費補助金(環境省)

競争的資金を活用し、重点テーマとして漂着ごみの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ごみの焼却技術の開発等を行う。

(参考)頑張る地方応援プログラム

「頑張る地方応援プログラム」に基づき、独自のプロジェクトを策定・公表し取り組む市町村を特別交付税で支援。

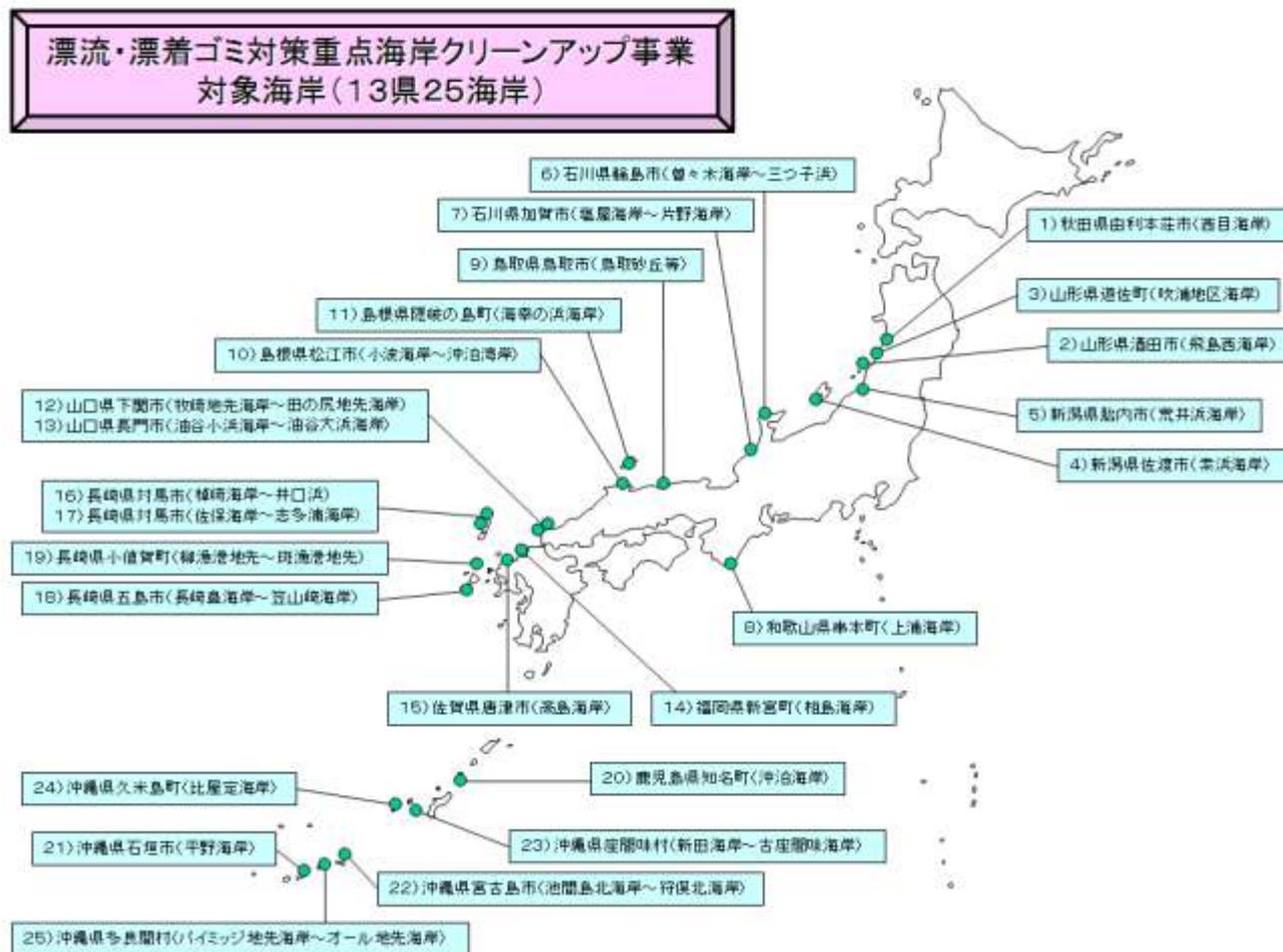
(各市町村の単年度上限額は、3,000万円(財政力補正あり)。3年間措置。)

＜本プログラムを活用し漂流・漂着ゴミに関する活動に取り組んでいる市町村の例＞

- 北海道積丹町「環境保全対策プロジェクト」
- 新潟県粟島浦村「粟島クリーンアップ作戦」
- 山口県長門市「環境保全プロジェクト」
- 熊本県苓北町「環境保全プロジェクト」
- 鹿児島県知名町「『海岸環境保全』プロジェクト」

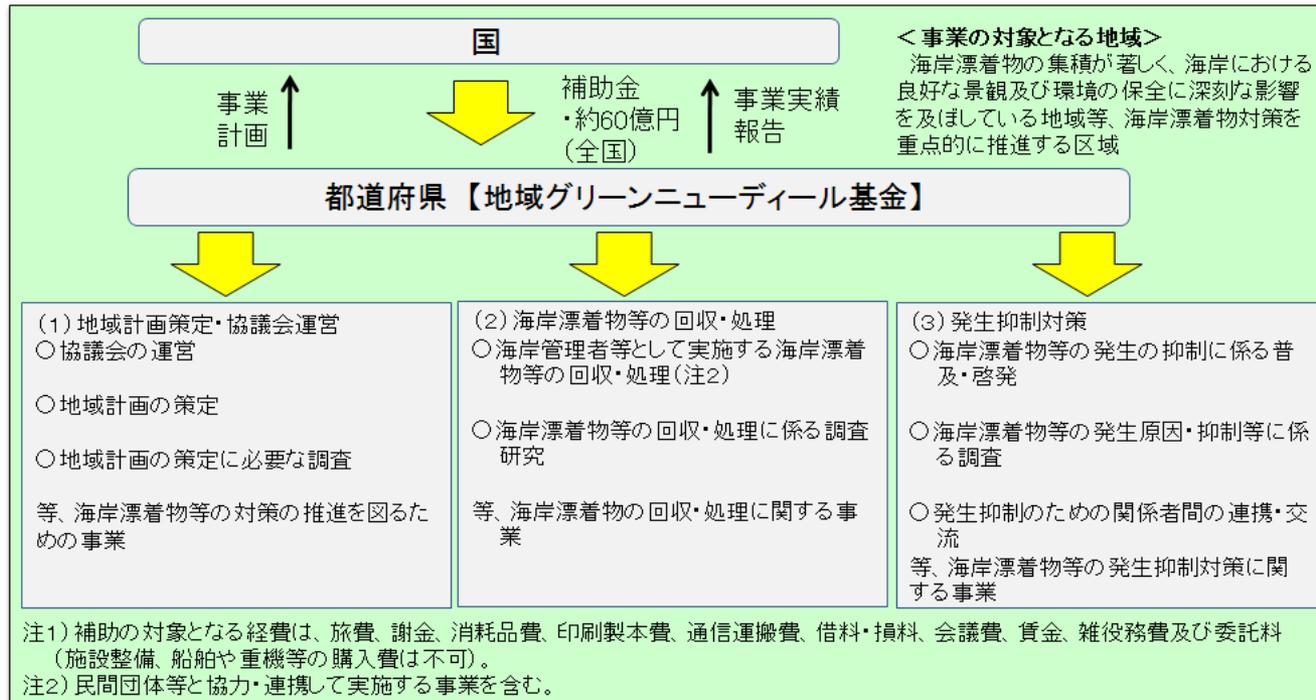
漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業

- 平成20年度第2次補正予算にて、外国由来のゴミが大量に集積している海岸等を重点海岸として選定し、国が緊急的に海岸のクリーンアップを行う「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」(3億円)を実施。
- 重点海岸として、計13県25海岸を選定の上、各重点海岸において、地域の関係者の協力を得て、海岸のクリーンアップを実施。



地域グリーンニューディール基金 ～海岸漂着物地域対策推進事業～

- 海岸漂着物処理推進法の施行を受けて、国及び地方公共団体は、海岸漂着物対策に関し、施策を策定し実施する責務を有する。
- 海岸漂着物処理推進法に基づき作成した地域計画に基づいて実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援(10/10以下の定額)を行う。
- 各都道府県の条例による地域グリーンニューディール基金に配分し、取り崩しにより3年間の事業を行う。



- 1次募集では、海岸漂着物対策について、55億円を配分。
- 別途5億円を留保し、追加的な要望(2次募集)に充てることとし、2次募集では、NPO等との連携に係る事業を重点的に採択する予定。